



# 阪神水道企業団公報

令和2年5月15日

第340号

毎月15日発行

## 目 次

### ◇規 則◇

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主を定める規則の一部を改正する規則

### ◇規 則◇

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月16日

阪神水道企業団

企業長 谷 本 光 司

阪神水道企業団規則第5号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主を定める規則（平成28年規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）<u>第19条第1項</u>の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。</p> <p>表 省略</p>	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）<u>第15条第1項</u>の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。</p> <p>表 省略</p>

## 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

## 附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。